

【計算例 ケース 1】

個人市・県民税額の計算例(A さん 55 歳(給与収入)の場合)

家族構成:妻(48 歳):合計所得金額 0 円

給与収入:21,000,000 円

支払った社会保険料:700,000 円

支払った生命保険料(新契約・一般):100,000 円

支払った生命保険料(新契約・介護):100,000 円

支払った地震保険料:10,000 円

給与所得計算

$21,000,000 \text{ 円} - 1,950,000 \text{ 円} = 19,050,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$

(注意)給与収入額によって計算方法が異なります。

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除:700,000 円

生命保険料控除:56,000 円(内訳:新契約・一般 $\cdots$ 28,000 円、新契約・介護 $\cdots$ 28,000 円)

地震保険料控除:5,000 円

基礎控除:430,000 円

所得控除計:1,191,000 円 $\cdots \textcircled{2}$

税額控除前所得割額の計算

課税所得金額:①19,050,000 円 $-$ ②1,191,000 円 $=$ 17,859,000 円 $\cdots \textcircled{3}$

税率:市民税 $\cdots$ 6%、県民税 $\cdots$ 4%

市民税税額控除前所得割:③17,859,000 円 $\times$ 6% $=$ 1,071,540 円 $\cdots \textcircled{4}$

県民税税額控除前所得割:③17,859,000 円 $\times$ 4% $=$ 714,360 円 $\cdots \textcircled{5}$

調整控除の計算

③の金額が 200 万円を超える場合

1. 人的控除の差の合計

所得税控除 - 住民税控除 $=$ 差額

基礎控除:5 万円(一律)

2. 合計課税所得金額(③の金額) 17,859,000 円

3. 人的控除の差の合計 - (課税所得金額 - 200 万円) $\times$ 5%(市民税3%、県民税2%)

$5 \text{ 万円} - (17,859,000 \text{ 円} - 200 \text{ 万円}) = -15,809,000 \text{ 円}$

計算した額が 5 万円を下回る場合は 5 万円となるので $\Rightarrow$

市民税調整控除額:5 万円 $\times$ 3% $=$ 1,500 円 $\cdots \textcircled{6}$

県民税調整控除額:5 万円 $\times$ 2% $=$ 1,000 円 $\cdots \textcircled{7}$

所得割額の計算

市民税所得割額:④1,071,540 円－⑥1,500 円＝1,070,000 円(100 円未満切り捨て)・・・⑧

県民税所得割額:⑤714,360 円－⑦1,000 円＝713,300 円(100 円未満切り捨て)・・・⑨

【年税額】所得割額税額・均等割額税額・森林環境税額(国税)の計算

市民税額:3,000 円(均等割額)・・・⑩ 県民税額:1,500 円(均等割額)・・・⑪

⑧⑨1,783,300 円(所得割額)＋⑩⑪4,500 円(均等割額)＋1,000 円(森林環境税額(国税))＝1,788,800 円

年税額 1,788,800 円